

令和6年度 第1回 地域課題協議部会 協議事項まとめ

日時：2024年6月26日（水）

場所：国立市役所 3階 第1・2会議室

時間：16時30分から18時30分

参加者

[相談支援事業所]

相談支援センターサプラ（A）・ケアプランセンターたまぷらねっと（B）・ハッピーテラス
国立駅前（B）・猫日和（A）・ともにサポート（B）・呼及舎（A）・くにたち発達支援センター（A）

[事務局]

多摩棕櫚亭なびい（A）・相談支援センターみなも（A）・相談支援エプシロン（B）・福祉サポートラインくにたち（B）・国立市役所しょうがいしゃ支援課

Aグループ

- ・65歳未満の方の精神障害者の方用の通過型のGHが少ない
- ・65歳になった瞬間に介護保険に切り替わる。使える施設があればいいが、ないと入院するしかなくなってしまう。
- ・食事の提供サービスがほしい。（障害者の配食サービスがほしい。家事援助を受けてくれる事業所が少ない）
- ・就労選択事業者 リワーク利用の計画相談の問い合わせが多い 計画相談としての在り方について迷う。
- ・家族支援がマストになっている。
- ・障害者としてみられたくない人、扱われるのが嫌だ
- ・医療券使えない
- ・児童発達支援の待機が多い

Bグループ

- ・ヘルパー不足（主に移動支援/通院介助/重度訪問介護）
プールに入れる重訪ヘルパーや週末・夕方の移動支援、通院等の不定期支援や下校時刻が定まらない児童の移動支援を受けることができないこと、ヘルパーの高齢化問題
- ・計画相談事業所、医ケア児者の短期入所の「事業所不足」
- ・事業所への支援不足

職員が学ぶ場、相談できる場がなくスキル不足を感じることや、例えば高齢の利用者への対応について他事業所との連携機会がないこと、事務負担が大きいため電子化をしてはどうかという案が挙げられた

- 他職種（福祉職以外）の専門職のしょうがいへの理解不足

親にしょうがいがある健常の子どもや、親子ともにしょうがいがある場合、家族と同居しているしょうがい者など、家庭単位で支援が必要な場合に、学校や病院などと連携がうまくとれないことがある

- 差別・理解不足

作業所の受注業務の料金が安すぎる、市内の路線バス利用時に運転手に舌打ちをされた、物件探しの際決まりかけていた物件を直前でキャンセルされた、スマホの契約を半ば強制的にさせられる。スマホ契約後の解約が難しいこと、スマホの利用ができないため生活上困ることが多いことも挙げられた。

- 資源の不足

一人暮らしの知的しょうがい者や身寄りがないしょうがい者への支援が整っていない。しょうがい者の居場所の不足、B型作業所等の内職作業の不足や制作物の販売所がない、災害等緊急時にどうしたらよいかわからない、介助の緊急時に対応できる場所（ひと）がない

- 制度の問題

重度訪問介護利用者の訪問入浴が週 1 回しか利用できない、利用者が突然キャンセルした場合のヘルパー事業所への補償がない、利用者負担が大きくサービスの量を制限せざるを得ない、ストーマケア用品の自己負担が大きい等、制度を利用しながらも不便や負担を強いられている現状が挙げられた。

- その他

分類がうまくできず位置づけができなかったものとしては、特別支援学校で高等部になるとスクールバスに乗車できなくなることや、立川学園の敷地の問題からか放デイの学校送迎が厳しく放デイの選択肢が少ないこと、社会資源がわかりにくく、利用者の要望に合った支援を探して提供することができないことが挙げられた

Bグループでは、この中で最も優先されることは「ヘルパー不足」との結論になった。